

じゅうどほうもんかいご りようしゃ みな  
重度訪問介護の利用者の皆さまへ

# じゅうどほうもんかいご しえんはんい あんない 重度訪問介護の支援範囲についてのご案内

しょうがいしえんくぶん くぶん がいとう かた  
**障害支援区分が「区分6」に該当の方が、**

いりょうきかんとう にゅういん ぼあい  
**医療機関等に入院する場合…**

くぶん かた たいしょうがい  
(※区分4、5の方は対象外)



しょうがいしゃそうごうしえんぼう かいせい  
障害者総合支援法の改正により、

へいせいねん がつ じゅうどほうもんかいご にゅういんちゅう  
平成30年4月から重度訪問介護のサービスで入院中に  
いしぞつう しえんとう う  
意思疎通の支援等が受けられるようになりました。

## がいよう 概要

ふだん しえん う じゅうどほうもんかいごじぎょうしょ  
普段から支援を受けている重度訪問介護事業所のヘル  
パーから、にゅういんさき かんごしよくいん などこべつ かいごほうほう  
入院先の看護職員などに個別の介護方法を  
つたえてもらうなど、にゅういんちゅう いりょうきかんとう いう  
入院中に医療機関等において意思  
そつう しえんとう う  
疎通の支援等が受けられるようになりました。



広報さっぽろ3月号より抜粋

## キューアンドエー Q&A

### 1 利用する場合、区役所での手続きは必要ですか？

⇒区役所での手続きは必要ありません。入院中に意思疎通の支援等を希望する場合は、現在支援を受けている重度訪問介護事業所にご相談ください。

### 2 利用する場合、重度訪問介護の支給量に変更はありますか？

⇒月の支給量に変更はありません。現在の支給量の範囲内で、入院中の意思疎通の支援等も受けることができます。

### 3 入院中における意思疎通の支援等の利用期間に制限はありますか？

⇒国において、原則、意思疎通の支援等の利用開始日から90日以内と決められています。なお、90日以降も利用が必要な場合は、事前に区役所までご相談ください。

その他、ご不明な点は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：〇〇区役所保健福祉課福祉支援係

電話：〇〇〇-〇〇〇〇 FAX：〇〇〇-〇〇〇〇